

理由

一 本件処分の経緯

請求原因一の事実（本件処分に至る経緯）は、原告の出身校、米国および韓国における職歴、原告の琵琶、琴の修練、研究、その将来における経歴の必要性の各点を鑑み、当事者間に争いがなく、成立について争いのない甲第一四号証、乙第四、第七、第一六号証および原告本人尋問の結果によると、原告は昭和三十四年ハワイ大学（教育学専攻）を卒業し、ハワイ州立家校の教師、米国船舶局職員をした後、昭和四一年米國平和奉仕團の一員として韓国に渡り、英語教育に従事したこと、原告はかつてハワイにおいて二年間琵琶を習った

裁判所

ことがあり、また、琵琶の演奏に魅了されたこともあつて、かねてからこれら日本の古典音楽の研究をすることを念願としていたが、昭和四五年一月ころから琵琶を水勝五郎に師事して週二回、琴を三上良子に師事して週一回それぞれ習い、その研究を続けてきたこと、原告は、ゆくゆくはアメリカのアジア音楽部門を有する大学で琵琶、琴などの教授をすることを志しており、それには相当長期にわたつて、日本で英語教育に従事するかたわら、このような古典音楽の研究を続けることが必要であることが認められ、右認定を量すに足りる証拠はない。

二 本件処分の違法性の有無

そこで、次に、本件口処分が違法か否かについて検討する。

1 令二一条三項によると、本邦に在留する外国人が在留期間の更新を申請した場合には、法務大臣は「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り」これを許可することができると旨定められているのであるから、原告主張の通りに、外国人は退去強制事由またはそれに準すべき事由等が存しない限り在留期間の更新を受ける権利を与えられているということではない（令二一条一項は、同条二、三項等の規定との関連において解釈されるべきことはいうまでもない）。法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を認めるに足りる相当

裁 判 所

な理由があるか否かを判断するに際し、在留の目的、必要性その他在留資格に関する事項のほか、従前の在留状況等を考慮して更新の可否を決することができるものというべく、在留期間の更新の可否については、相当広汎な裁量権を有するものと解すべきであるが、この裁量権も憲法その他の法令上、一定の制限に服するのは当然である。

2 そこで、本件口処分が、原告主張の通りに、法務大臣に与えられた裁量の範囲を逸脱する違法なものであるかどうかについて、以下に考察する。

(一) まず、原告が、わが国で英語教師として勤務するかたわら、念願としていた日本古典音楽の研究を志して来日

し、在留の約一年間、ベルリッツおよびエレクトで英語教育に従事し、余暇に琵琶、琴の修練を積んできたが、本件に処分当時いまだ日も浅く、そのいずれについても充分な成果をあげえなっていたことは、前認定のとおりであるから、原告について本件に処分当時在留期間の更新を必要とする相当の理由があつたものといふことができる。

□ 被告は本件に処分の理由の一として原告の本件転職をあげるので、次にこの点について検討する。

いずれも成立につき争いのない甲第一号証の二五、二六、第二ないし第六、第一六、第一七号証、乙第一、第

裁 判 所

二、第八、第一一、第一六ないし第一八号証、弁論の全趣旨によりその成立を認める乙第一二号証および証人

同 同 の各証言、原告本人尋問の

結果の一部ならびに弁論の全趣旨を総合すると、原告は、韓国からわが国に入国するにさいし、入国目的をベルリッツに雇用されることとして査証の申請をし、ベルリッツとの雇用契約書およびその身元引受書を提出したので、被告において入国を許可したが、在韓国日本大使館発行の査証の上では、入国の目的は単に「雇用されるため」(for employment)と記載され、また法務省入国管理局名義の下関控における上陸許可の証印にも、在留資格は「四一一

一六四一すなわち、令四第一項一六号、省令一三
号に基づき法務大臣が特に在留を認める者に該当するこ
との略号が記載されたにすぎず、また、入国および上陸
の許可のさい、原告に対し、その入国目的および在留資
格がベルリッツに雇用されることに限定される旨あるい
は勤務先を変更するには関係当局の承認を要する旨等の
告知は、なんらされなかつたこと、原告は昭和四四年五
月一〇日入国後直ちにベルリッツに勤務したが、ベルリ
ッツの教授方法の效果に疑問をいだき、自己の従前の経
験からみて効果的と確信する方法で教育する必要を感じ
たものの、放送設備を通じて授業を監視されるため画一

裁 判 所

的を教授方法をとることを余儀なくされたほか、同校の
日々の授業担当時間が定まらないため、生活の予定すら
立てられない状態であり、さらに、同校では、給与の支
払いが遅れたり、その支払いを学校附近に支店のない銀
行払いの小切手でしたりしたうえ、原告が昼休みに当該
銀行にその支払いをうけに行つて授業に五分ほど遅刻し
たところ、それをとがめられたことなどの事情が積み重
なつたため、原告はベルリッツに対して強い不満をいだ
くに至つたこと、他方、原告は、そのころベルリッツの求
人を伝え聞き、また、ベルリッツが日本人に対する英語の
教授方法として最良の方法を研究しながら教育している

裁 判 所

ことを知り、同年五月末ころベルリッツの職員に辞意を告げて退職し、キレツクに勤務するようになり、目下これによつて生計を立てていること、キレツクは昭和三八年二月に学界、財界の有志によつて設立された財団法人であつて、英語教育機関としては教師、設備、コースの内容、種類の豊富さ等の点で日本でも屈指のものであり、ベルリッツに比して遜色がなく、キレツクは原告の生活費、帰国旅費、法外の遵守および情報の提供について保証し、原告の講師としての在任期間一年間を延長しうるものとして、いることを認めることができ、右認定と原告のベルリッツにおける在職期間について符合しない甲第一七号証および原告本人等間の各一部は、前掲各証拠に對比して採用できず、他に右認定を左右するに足りる証拠はない。

以上認定の事実関係によると、原告はベルリッツに雇用されることを入国目的として査証の申請をし、被告においてこの点を審査したうえで入国を許可したのであるが、前記の査証および上陸許可の証印上の記載その他原告に対する入国許可の経緯等からは、(被告係官の主観的意図はともかくとして)とりては原告の在留資格がベルリッツにおける英語教師に限定されているものと解することはできず、したかつて、被告の主張する通りに、

裁 判 所

原告がベルリッツからキレツクに転職したことを把えて、在留資格外の活動を行なつたとか、これによつて入国目的を失つたとかいうことはできない。また、原告がベルリッツに就職後三週間足らずで勤務先の責任者に正式に告知することなく転職した行為には、適切さに欠けるところがあるようにみえるが、右転職には前記認定のようない理由があるうえ、転職先は、従前の勤務先と同種のものであり、かつ、これに比して遜色がなく、また外国人の在留状況という観点からみて、なんら非難すべき点のない勤務先であつて、原告はそれ以来本件に処分当時まで同所に引き続き勤務しているのであるから、右転職をもつて、出入国管理上の秩序を乱したとはいえず、また、関係当局との信頼関係を破壊したと断することもできない。

さらに、成立につき争いのない甲第七、第八、第一八、第一九号証、証人 [REDACTED] の証言および弁論の全趣旨によると、そもそも在留期間更新の申請に対して不許可処分がされることは極めて少いばかりでなく、原告の同僚その他同種の在留資格の者についても更新の許可をされている例が相当多く、転職者についても更新を許可する例があることが認められ、右認定に反する証拠はない。したがつて、以上認定の各事実のほか、現行法の下で

は転職を希望する在留外国人がその許可を受け、あるいはその届出をするなどの手続が^{「全」}重く定められていないことも合わせ考えると、被告が本件転職を理由として本件(一)処分をしたことは、社会観念上著しく公平さ、妥当さを欠くといわなければならない。